

半田市議会議員全体会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、半田市議会会議規則(昭和43年半田市議会規則第1号)第158条第4項の規定に基づき、議員全体会議(以下「会議」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 会議は、一般選挙後最初の全議員で構成する会議として、議会事務局長が招集し、出席議員のうちの年長議員(以下「年長議員」という。)がこれを主宰する。

2 会議は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができない。

(出席要求)

第3条 会議は、市長、副市長、部長、監及び年長議員が認めた市職員の出席を求めることができる。

2 年長議員が必要と認めるときは、前項以外の者の出席を求めることができる。

(傍聴の取扱い)

第4条 会議は、年長議員の許可を得た者が傍聴することができる。

(記 録)

第5条 年長議員は、事務局職員に議事の概要及び必要な事項を記載した記録を作成させ、保管する。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、年長議員が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。